

セーフティネット保証2号認定について

1. 対象者・要件

次の要件をすべて満たす中小企業者が対象です。

- (1) 日野自動車株式会社と直接的又は間接的に取引を行っている中小企業者であり、かつ、日野自動車株式会社（直接的取引）又は当該事業者と間接的な取引の連鎖関係にある事業者（間接的取引）との取引規模が全取引の20%以上であること。
- (2) 日野自動車株式会社による事業活動の制限が開始された日（令和4年3月4日）以降で、最近1か月間の売上高、販売数量等（以下「売上高等」という。）が前年同月比10%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれること。

2. 認定申請に必要な書類 ※豊橋市ホームページよりダウンロードしてください。

共 通	認定申請書 ※直接的取引の場合：様式第2-①-イ、間接的取引の場合：様式第2-①-ロ
	取引依存度及び売上高・売上見込み明細表 ※直接的取引の場合：様式2号①-イ、間接的取引の場合：様式2号①-ロ
	取引依存度及び売上高・売上見込み明細表に記載した数値が確認できる書類
	許認可証の写し（許認可を要する業種の場合）
	委任状（金融機関持込みの場合）
法 人	商業登記簿謄本の写し（3か月以内に発行されたもの）
	法人事業概況説明書の写し（直近1期分）
個 人	確定申告書一式の写し（直近1期分）

※必要に応じて、上記以外の書類（事業内容が分かる資料など）の提出をお願いすることがあります。

<お問い合わせ先>

豊橋市産業部商工業振興課 経営サポートグループ

TEL：(0532) 51-2432

FAX：(0532) 55-9090